省　令

○総務省令第二号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七の三の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百三十四項を第百三十五項とし、第六十一項から第百三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第六十項の次に次の一項を加える。

61　法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八条第一項の追加給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十九条の定期検査費等の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の記載事項に変更が生じた場合に提出される当該変更の内容を記載した書類の受理、その変更の内容に係る事実についての審査又はその提出に対する応答

五　特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附　則

この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二十四年一月十三日）から施行する。

○法務省令第一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

法務大臣　平岡　秀夫

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二釧路保護観察所の項の次に次のように加える。

盛岡保護観察所	釜石市
仙台保護観察所	石巻市 気仙沼市

別表第二福島保護観察所の項中「いわき市」を「相馬市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年一月十六日から施行する。

○厚生労働省令第二号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第百六条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

第百七条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第九十六条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

第九十七条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第三条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項上欄中「に基づき」を「又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十七条第一項の規定により」に改め、「請求する」の下に「こととなる」を加え、同項下欄中「又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条」を「、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第二十七条の十二第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第二十七条の十五第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第五条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給